

退職後に選択する健康保険のひとつ

任意継続被保険者制度とは？

日本では国民皆保険制度が適用されているため、退職後も何らかの健康保険に加入することが義務づけられています。

当面、再就職の予定がない場合は、以下の3つの選択肢があります。

- ① 当健康保険組合の任意継続被保険者
- ② 国民健康保険
- ③ ご家族の被扶養者

保険料負担額や付加給付などが異なるので、よく比較して検討して決めましょう。

任意継続被保険者の標準報酬月額について

平成30年度に適用される
標準報酬月額 **340,000円**

(平成29年9月30日における当健康保険組合の平均標準報酬月額338,352円より算出)

- ※ 退職時の標準報酬月額が340,000円より低い場合には、退職時の標準報酬月額が適用されます。
- ※ 任意継続被保険者の保険料は、前納することにより、毎月納付した場合と比べて保険料が割引されます。
- ※ 保険料を納付期限までに納めなかったときは資格を喪失します。

① 任意継続被保険者

最長で2年間、当健康保険組合に継続加入できる制度です。在職時と同等の付加給付、保健事業を受けることができるのがメリットですが、被保険者負担分に加え、これまで事業主が負担していた分の保険料も負担することが必要になります。(保険料額には上限額がございます。)

任意継続被保険者の資格取得には、次の要件を満たしていることが条件になります。

- 退職などにより当健康保険組合の被保険者資格を失った人
- 資格喪失日まで継続して2カ月以上被保険者であったこと
- 資格喪失日より20日以内に任意継続被保険者となるための申請をすること

また、任意継続被保険者でいられる期間は前述したとおり最長で2年間ですが、75歳になると後期高齢者医療制度に加入することになるため2年以内でも資格を喪失します。

② 国民健康保険

国民健康保険には、当健康保険組合のような付加給付はありませんが、いつでも誰でも加入できるのがメリットです。保険料や保健事業は市区町村によって異なりますのでお住まいの市区町村ホームページなどでご確認ください。

③ ご家族の被扶養者

ご家族の被扶養者になることができれば、保険料負担はありませんが、ご家族の加入する健康保険組合等の被扶養資格を満たすことが必要です。詳しくは、ご家族の加入先の健康保険組合等へご確認ください。